

証 明 書

愛媛県立今治東中等教育学校長 様

受 診 者 年 組 番 氏名 _____

診 断 名 _____

期 間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

【 休 養 ・ 出 席 停 止 】 さ せ る こ と を 証 明 す る 。

令和 年 月 日

病院名

主治医 _____

出席停止の期間の基準 《学校保健安全法施行規則第19条》

【第二種の感染症】	
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ※発症（発熱）の翌日を1日目と数えます。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※発症した日や症状が軽快日の翌日を1日目と数えます。
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

【第三種の感染症】 学校において流行を広げる可能性がある感染症が対象

病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※登校可能になったら速やかに担任まで提出すること。